

出雲崎町 トンネル修繕計画 (個別施設計画)



令和元年 12 月

(令和 5 年 3 月改訂)

(令和 6 年 12 月改訂)

出雲崎町 建設課

— 目 次 —

1	計画策定の背景・目的	2
2	計画期間	2
3	施設の状況	
	(1) 対象施設	3
	(2) 施設の現状	3
	(3) 施設の課題	3
4	個別基本方針（マネジメントの方向性）	
	(1) 配置、規模及び機能の適正化について	4
	(2) メンテナンスサイクルの基本的な考え方について	4
	(3) 定期点検について	4
	(4) 健全性の診断について	5
	(5) 対策の優先順位の考え方	5
	(6) 記録について	5
5	個別基本方針に沿った具体的な取組	
	(1) 点検結果	6
	(2) 対策内容と実施時期	6
	(3) 新技術等の活用方針	6
	(4) 費用縮減に関する基本的な方針	6
6	添付資料	7

1 計画策定の背景・目的

山などを貫通して道路としているトンネルは、一旦機能不全に陥ると、交通遮断等により地域住民の安全あるいは経済・産業に大きな影響を及ぼす大変重要な施設です。また、道路ネットワーク形成において、山などの障害物がある際にも、自動車や人が安全・円滑・快適に通行する空間を確保することを目的に設置されている施設です。

当町で管理しているトンネルは、町道尼瀬稲川線の「稲川トンネル」と現在は未供用となっている町道小釜谷中永線の「中永トンネル」の2施設あります。

これまでも道路パトロールとしてトンネルの変状の発見に努めてきましたが、平成26年3月の道路法改正により、道路トンネル等は5年に1度の点検実施が義務付けられました。当町においては、法定点検として初回となる定期点検を平成29年度に実施しました。

点検結果を踏まえトンネルを常に健全に保つため、定期点検によるトンネル状態の把握、計画的な補修を着実に進め、トンネルの長寿命化とトンネルの補修や維持管理に係る費用の縮減を図りつつ、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保していくためにトンネル修繕計画を策定するものです。

2 計画期間

令和元年度から令和10年度まで（10年間）



稲川トンネル（終点側）

3 施設の状況

(1) 対象施設

No.	施設名	路線名		所在地	建設年次
1	稲川トンネル	町道尼瀬稲川線		大字中山字出口 229	平成 5 年
		延長	幅員		等級
		161m	車道 5.0m 歩道 1.5m 路肩 0.5m		D
No.	施設名	路線名		所在地	建設年次
2	中永トンネル	町道小釜谷中永線		大字小釜谷字横手	昭和 29 年
		延長	幅員		等級
		340m	車道 4.0m 路肩 1.4m		D

(2) 施設の現状

町が管理するトンネルは、平成 31 年 4 月 1 日現在 2 施設あります。

「稲川トンネル」については、建設後の経過年数は 26 年と比較的新しい施設で平成 29 年度に定期点検を実施しました。

「中永トンネル」については、建設後の経過年数が 65 年と古く、老朽化により平成 13 年から未供用となっており、廃道を検討しています。

(3) 施設の課題

トンネルは、施設の崩壊に至った際の復旧が困難であり、非常に膨大な費用を要するため、長寿命化に向けた継続的な管理が望ましい施設です。

また、トンネル覆工の剥落などは、通行車両や歩行者に直接被害を与える可能性があるため、第三者被害防止の観点から予防保全型（予防維持型）による管理を行い、適切な時期に補修を行うことで、補修に要する費用の縮減と予算の平準化を行う必要があります。

定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっています。

4 個別基本方針（マネジメントの方向性）

（１）配置、規模及び機能の適正化について

町内には２本のトンネルがあるが、「稲川トンネル」については道路ネットワーク形成において重要な施設であり、将来にわたってトンネルの機能を継続的に発揮するために、状態把握・維持修繕対策などの管理を行うことが必要となっています。

「中永トンネル」については、老朽化により未供用となっており、今後も供用する予定はなく、廃道を検討しています。

（２）メンテナンスサイクルの基本的な考え方について

トンネルの老朽化対策を確実に進めるため、点検から始まり、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを構築します。

メンテナンスサイクルの推進により、適切な維持管理を実施します。

（３）定期点検について

定期点検については、施設単位で実施するものとし、５年に１回の頻度で、近接目視を基本とした点検を実施します。

点検方法は、「道路トンネル定期点検要領 平成２６年６月 国土交通省道路局」に基づき、実施します。



（４）健全性の診断について

点検・調査の結果に基づき、健全性の診断を行い、診断結果により下表のとおり区分します。

区 分		状 態
I	健 全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年 3 月国土交通省告示、同年 7 月 1 日施行）

（５）対策の優先順位の考え方

点検結果に基づき、効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じます。

対策の優先順位の考え方として、

- ・ 損傷度合（判定区分Ⅳ＞判定区分Ⅲ＞判定区分Ⅱ 等）
- ・ 損傷が第三者に与える影響（アーチ部＞側壁部 等）
- ・ 路線の重要度（迂回路の有無 等）

などを勘案し、計画的に補修を実施します。

（６）記録について

各種点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

5 個別基本方針に沿った具体的な取組

(1) 点検結果

No.	施設名	路線名	点検年度	点検結果
1	稲川トンネル	町道尼瀬稲川線	令和5年度	Ⅱ
2	中永トンネル	町道小釜谷中永線	令和元年度	Ⅱ

(2) 対策内容と実施時期

No.	施設名	措置内容	措置実施時期	概算費用（千円）
1	稲川トンネル	導水樋工	令和10年度	1,000

(3) 新技術等の活用方針

厳しい財政状況や技術者不足といった制約の中、今後、老朽化が進むインフラを適切に維持管理していくためには、定期点検の効率化や高度化、修繕等の措置の省力化や費用縮減などに取り組む必要があるため、新技術（あるいは新技術に類する技術）の活用を検討します。

具体的には、令和12年度までに2施設について新技術の活用を検討し、300千円の費用の縮減を目指します。

(4) 費用縮減に関する基本的な方針

これまでの対処療法的な維持管理から予防保全的な維持管理及び修繕等を実施することにより、維持管理に掛かる費用の高コスト化を回避し、令和10年度までに2施設について300千円の費用の縮減を目指します。

また、令和12年度までに中永トンネルについて集約・撤去を検討し、500千円の費用縮減を目指します。

6 添付資料

- ・ 保全計画
- ・ 位置図



中永トンネル